



使用済みプラスチック製筆記具等をリサイクルするため、株式会社パイロットコーポレーションと覚書を締結

使用済みプラスチック製筆記具とその包装を回収し、リサイクルするため、当市と株式会社パイロットコーポレーションにおいて覚書を締結しました。

回収できる筆記具はパイロット社製に限らず、あらゆるブランド・メーカーの製品が回収可能です。回収したプラスチックはリサイクル後、新たな製品の素材となります。

- 1 覚書締結日 令和6年 10月 1 日
- 2 覚書締結先 株式会社パイロットコーポレーション
- 3 回収方式 回収ボックスへの投函方式
- 4 設置場所 中央図書館、五日市図書館
- 5 その他 事業活動により排出される筆記具類（事業系ごみ）は回収対象外となります。

（写真・イメージ図 等）



回収対象品目の例（×とある物品は回収対象外）

